

平成30年度

事業計画書

社会福祉事業収支予算書

社会福祉法人 土佐市社会福祉協議会

平成30年度 事業計画書

基本方針

-まちの「ふだんの暮らし」をとともにより豊かにする福祉環境づくりを目指して -
【計画1-2年】地域関係構築・福祉コミュニティ形成

近年の社会福祉を取り巻く状況は、日々多様化しており、社協が住民の立場に立った地域福祉活動を展開していく中で、人口減少、少子高齢化が進行し、家族形態や雇用形態が変容する中、これまで家庭や地域社会が担ってきた相互扶助機能の低下が懸念されています。また、認知症高齢者の増加、地域での社会的孤立者（セルフネグレクト等）、生活困窮者対策など個人や地域の力だけでは解決が困難な課題が生じており、福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、公益性と非営利性を備えた「土佐市社会福祉協議会」としての役割はますます重要となっています。

当協議会は、このような福祉ニーズに対し「総合相談・支援体制」を構築しながら多層的セーフティネットの構築を目標に個別支援から地域支援まで地域福祉計画・地域福祉活動計画を基本に置き、地区社会福祉協議会の育成強化やボランティア活動の推進を構築していきます。

また、将来おきる南海地震をはじめとする自然災害などを想定した災害ボランティアの養成・研修を本年度は日赤高知県支部と事業提携を行いお互いの専門性を活かした活動を実施します。

「社協」は他の一般的な社会福祉法人よりも地域福祉の推進役として、先駆的な役割を担う責任があります。「社協」が今まで培って来た住民参加を促進し、他機関等との協働を通じて「地域力」の向上を図ります。

昨年度は「こども食堂」等新規事業を開拓し社会的に意義のある活動を行ってまいりました。「地域の居場所づくり」としてさらに地域住民のニーズを基にさらなる事業展開に努めます。

事業運営については、効率的かつ効果的な努力を行い従来の福祉サービスの在り方について精査し、経営改善を引き続き行ってまいります。これらを進めていくため職員の意識改革とスキルアップの向上を図るためすべての職員に対し、必要な研修機会の提供と、資格取得を推進し、専門性と社協職員としての使命を果たす能力を備えた職員の育成に努めるとともに「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて役職員一同、一層まい進して行きます。

重点目標

1. 組織運営基盤の充実強化
2. 地域福祉活動の推進強化
3. ふれあいのまちづくり事業の推進
4. 各種募金活動の推進効果的活用
5. 各種福祉団体活動への協力、育成、連携の強化

6. 総合相談支援活動の充実強化
7. 児童の健全育成・子育て支援の推進
8. 第二期地域福祉計画・地域福祉活動計画の実行
9. 防災への意識高揚と「地域力」向上の推進

1 組織運営の基盤の充実強化

(1) 組織運営の強化

- 理事会並びに評議員会の開催
経営責任を担う理事会や評議員会の開催を推進するとともに情報公開の原則の基に法人運営の透明性を図ります。
- 円滑な事業実施体制の構築
職員相互の情報の共有化と意思疎通を図るとともに、職員間の共通認識を高める。(週一回のミーティング・担当者による意見交換会)
- 運営協議会、運営検討委員会の開催

(2) 社会福祉協議会財政基盤の強化

財政状況が非常に厳しい中、自主財源確保は重要な課題で、地域福祉推進の貴重な事業費となる社協会費、共同募金配分金、寄付金の拡大に努めるとともに新たな財源の開拓について積極的に取り組む。

- 社協会費の理解
- 特別会費の推進
- 基金の効果的な運用
- 【新規】ファンドレイジングの活用

(3) 効率的な事業運営の推進

- 第二期地域福祉活動計画を基にした計画実行ステップの実施
法人運営としての採算性の追求、費用対効果の検討、経営努力の推進など業務の効率化と課題に応じた柔軟な対応が出来るように組織の再編を図る。
- 専門性の高い会計経理の指導委託
税理士による会計指導により会計処理の透明化を図る。
- 職員の適正配置及び将来計画の検討

(4) 組織の活性化

- 職員の資質向上
自己啓発の取り組みやすい職場環境や組織風土の形成を図り、職員一人一人の取り組みを奨励することや専門職資格取得(社会福祉士等)の促進を図るとともに専門的な知識・技術を習得して対人支援活動を展開していく。
- 職場内外を含めた役職員研修の充実
職場内外研修会への参加
関係機関が開催する研修会への参加
全社協の研修会への参加

具 体 的 事 業

1. 地域福祉活動の推進 → 地域担当職員の配置、平成30年度より

(1) 組織活動の推進

- 各種関係機関、団体との連携強化
- 地区社協組織の確立と育成強化の推進
- 地域福祉活動計画策定への取り組み
- 近隣社協との情報交換による連携
- 行政関係者各課との情報交換による連携

(2) 調査、研修活動の充実

- 各種研修会の開催及び参加
- 住民・地区社協・各種団体など座談会の実施

(3) ボランティア活動の推進

- ボランティア活動への自主的参加者の発掘、養成と組織化
- 各学校関係と連携し、福祉教育の推進とボランティアの養成
- ボランティア啓発、広報事業の推進
- 各種福祉関係団体の連絡調整
- ボランティア保険の加入推進
- 災害ボランティアセンター模擬訓練
- 子ども食堂の定期的開催 → 認知症カフェ → サンプラザ等企業と
タイアップしたCSR活動を展開（キッチンカーを活用した居場所づくり等）

(4) 環境整備運動の推進

- 広報活動、地域の清掃活動の参加推進
- 社会を明るくする運動への協力

(5) 福祉意識の啓発

- 社会福祉大会の開催
- ふれあい運動会の開催
- 広報活動の強化（社協役職員一人ひとりが広告塔に！）
- ホームページやSNS等を活用した情報発信の促進を図る
- 各種イベントへ参加し、社協のPR活動
- 事業パンフレット等の作成（紙媒体での啓発も図る）

(6) 日常生活自立支援事業

- 機能回復訓練教室の設備の提供自主訓練の奨励
- ひとり暮らし老人の給食サービス実施（月2回）
- 独居老人世帯の見守り活動の充実
- 日常生活用具（車イス等）貸付事業の推進
- ねたきり老人家族等への支援事業
- チャイルドシート貸出事業の推進
- 民生委員協議会「児童部会」との連携のもと、児童の健全育成
- 子育て支援の推進

2. あったかふれあいセンター事業 → 受託事業の範囲内での地域担当
 生きがいづくり・仲間づくり・閉じこもり防止・介護予防などで活動する
 サロン活動や子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場所を提供し、住み
 慣れた地域で安心・安全に生活できる地域づくりを目指します。
3. 地域支え合い体制事業 → 受託事業の範囲内での地域担当
 生活支援体制構築のための第二層協議体コーディネーター配置 2名中
 1名を社協受託 地域住民を主体とした協議体運営を目指す。
4. 低所得者対策の推進
 (1) しあわせを高める推進
- ・小口資金貸付事業
 - ・生活福祉資金貸付事業の推進
 - ・貸付対象者等の更生指導
 - ・民生委員・児童委員との密接な連携のもとに資金利用及び償還指導
 - ・フードバンク事業の推進
 - ・フードバンク高知と団体協力を行い、県社協や近隣社協と連携を取りながら実施します。また、定期的にフードドライブを実施しながら市民同士の支え合い意識の助長や業種を超えた地域社会との連携を強化します。
- 【新規】平成30年度は土佐市内企業にフードドライブ呼びかけ
5. ふれあい福祉相談センター（総合相談支援）の充実 → 社協職員配置
 (1) 相談事業の充実
- 定例相談・合同相談・専門相談の充実
 - ① 一般相談（月・水・金 午前10時～午後3時）
 - ② 専門相談（法律相談〔弁護士〕奇数月第3水曜日）
 - ③ 合同相談
- 研修会の開催及び各種研究協議会への参加
 広報活動の推進
 出張相談会の実施 → 宇佐・戸波・スーパー等
- （3. 低所得者対策と連携・統合）**
6. 各種募金活動の推進
 (1) 共同募金運動の推進
- 募金の趣旨徹底と目標額の達成
 - 地区社協配分金の効果的な活用と指導
- (2) 日赤社資募集事業の推進
- 社資募集の趣旨徹底と目標額の達成
 - 地区奉仕団の組織、体制の確立並びに活動の充実
- (3) 歳末たすけあい運動の推進
- たすけあい運動の趣旨徹底

7. 各種福祉団体活動への協力、連帯の強化

(1) 民児協の相互協力

民生・児童委員活動における事務、事業活動への協力、推進

(2) 身体障害者協議会事業活動への協力

事務、事業活動への協力、推進

(3) 老人クラブ事業活動への協力

事務、事業活動への協力、推進

(土佐市体育会活動への協力) グラウンドゴルフ等

(4) 保護司会活動への協力

事業活動への協力・推進

高知保護観察所が行う社会貢献活動への協力

(5) 高齢者、障害者、児童、母子、父子、寡婦、寡父等福祉事業への協力

事業活動への協力・推進

児童のためのよりよい環境づくりの推進

障害を理由とする差別の解消の推進

(1)～(6) 地域福祉担当との連携強化

8. 土佐市社会福祉協議会の仮事務所活用

【新規】各種福祉団体への会場提供 地域の居場所づくりの提供

9. 福祉活動推進校の指定

・福祉学習活動支援

市社協指定：宇佐小・新居小・高石小・高岡第一小・蓮池小・波介小

高岡第二小・北原小・戸波小・土佐南中・高岡中・戸波中

高岡高等学校 (助成は共同募金事業)

10. 福祉教育・ボランティア学習事業の推進

・次世代を担う青少年への福祉に対する理解と関心を深めていただく取り組みとして、推進校を対象に、高知県障害者スポーツセンターと協同して体験学習のとりくみや交流活動通じて、福祉のこころの育成と実践への意欲の向上を図る。(地域担当職員による出前授業)

11. ボランティア事業の推進

・ニーズに応じた人材養成・育成をはじめ、ボランティア団体等の活動支援につとめ、福祉のまちづくりを推進するとともにボランティアセンターとしての機能充実に取り組む。**【新規】ボランティア体験イベントの実施**

12. 災害ボランティア事業の推進

災害に強いまちづくりを目的に、行政や関係機関との連携のもと地域防災力の向上をはじめ、災害ボランティアセンター体制整備への取り組みにつとめ日本赤十字社高知県支部との協定による人材育成や運営訓練を実施し、災害支援活動の強化に取り組む。

月別行事予定表

月 別	事 業 計 画 内 容
4月	○理事会 ○赤十字目標額設定会 ○フードドライブ事業 ○赤十字奉仕団研修会
5月	○理事会・評議員会（事業報告及び決算の承認） ○赤十字募金募集 ○防災訓練（赤十字HUGゲーム） ○民生委員児童委員春季総会 ○高知県障害者スポーツ大会 ○種まく大人たち事業（障害者スポーツ教室）
6月	○理事会 ○中央西地区社会福祉協議会連絡会 ○老人クラブ連合会総会 ○身体障害者協議会総会 ○福祉活動推進校勉強会
7月	○防災訓練（災害ボランティアセンター運営訓練） ○社協会費募集 ○フードドライブ事業 ○民生委員児童委員全国大会 ○社会を明るくする運動 ○老人クラブ物故者追悼式 ○種まく大人たち事業
8月	○理事会 ○防災訓練（土佐市総合防災訓練） ○福祉活動推進校体験学習（社協から指定）
9月	○心配ごと相談員研修会 ○出張相談会（宇佐） ○老人クラブ米寿・喜寿祝賀会
10月	○土佐市ふれあい運動会 ○フードドライブ事業 ○赤い羽根共同募金募集 ○作業所とさまつり
11月	○土佐市ふれあいフェスタ ○高知県障害者福祉大会 ○高知県社会福祉大会 ○種まく大人たち事業
12月	○歳末たすけ合い運動 ○老人クラブ受賞者をたたえる会 ○出張相談会（戸波） ○寝たきり老人家族支援活動
1月	○日赤奉仕団研修会 ○市民座談会 ○フードドライブ事業 ○福祉活動推進校勉強会
2月	○土佐市社会福祉大会 ○種まく大人たち事業 ○福祉活動推進校体験学習（社協から指定）
3月	○理事会・評議員会（事業計画・予算の承認）
備考 定例事業等	○独居老人給食等のサービス （宇佐・新居・高岡・戸波） ○毎週 月・水・金曜日心配事相談所（総合相談事業） ○福祉機器等貸出 ○地域支え合い事業 アウトリーチ活動⇒地域のアセスメント ○子ども食堂定期開催⇒ニーズを基に新たな福祉サービス開発 ○高知保護観察所社会貢献活動定期的協力

地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
→人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」

受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならなくても声をあげることができないままにせざるを得ない
- ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の活用⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関する課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれていない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

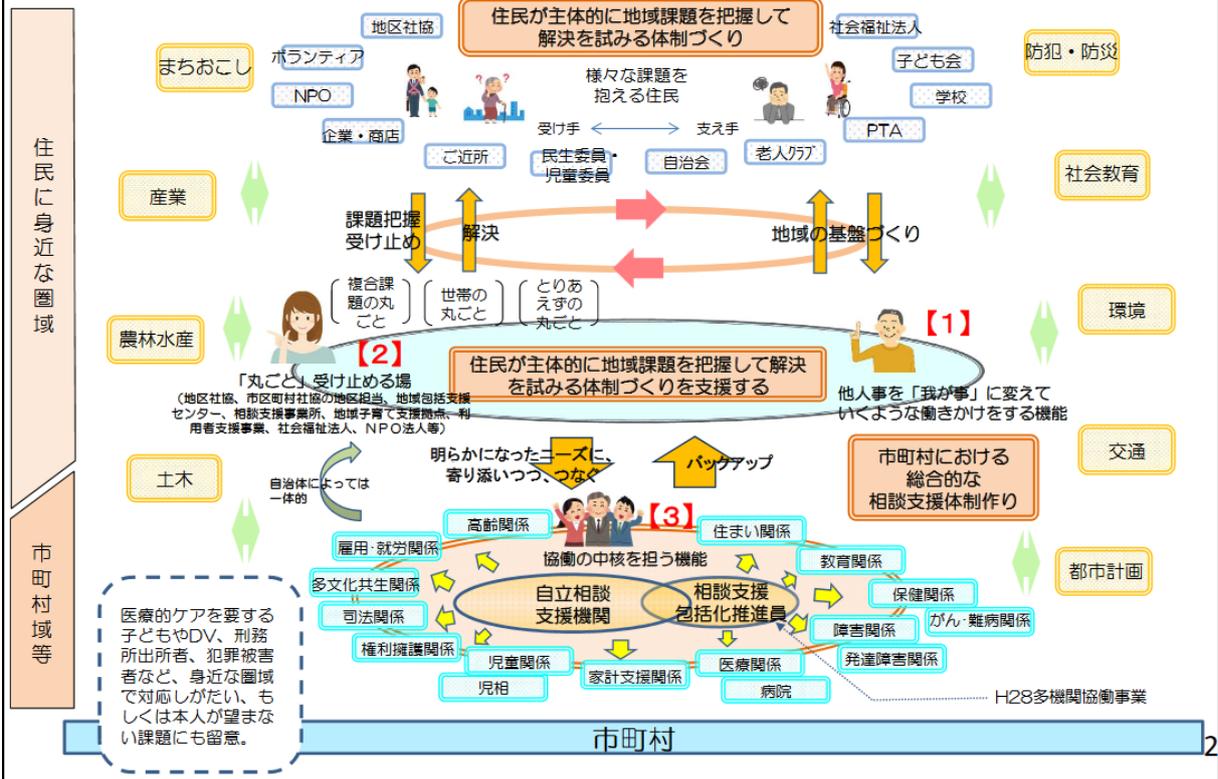
4. 自治体等の役割

- 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

- どのような形で作るかは、自治体により様々な方法
- 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

資料1

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



資料2

「地域共生社会」の実現に向けて

1. 「地域共生社会」とは？

厚生労働省では、制度・分野ごとの『縦割り』や、『支え手』『受け手』という関係性を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会としています。

2. 地域力強化検討中間とりまとめの概要

【現状認識】

・ 少子高齢 と 人口減少

→ 地域の存続危機

→ 人 モノ お金 思い の循環が不可欠

・ 課題の複合化 と 複雑化

・ 社会的孤立、社会的排除

・ 地域の福祉力の脆弱化

【進めている取り組み】

- ・地域創生 と 地域づくり の取り組み
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

○地域づくりの3つの方向性

⇒ 互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成

- ① 自分や家族が暮らしたい地域を考える」
- ② 「地域で困っている課題を解決したい」
- ③ 「一人の課題」

○生活上生じる課題は 介護、子育て、障がい、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及び

⇒くらし と しごと を 「丸ごと」支える

○地域の持つ力 と 公的な支援体が協働して、初めて安心して暮らせる地域に

1.「住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が
必要 ⇒ 【1】

○「複合的課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」
受け止める場を設けるべき ⇒ 【2】

2.市町村における包括的な相談支援体制

○協働の中核を担う機能が必要 ⇒ 【3】

出典：厚生労働省